

ケアハウスコスモス 重要事項説明書

ケアハウスコスモスにおけるサービス提供にあたり、施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

ご入居は、原則として60歳以上の方が対象となります。

1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人日輪会(以下「事業者」という。)が開設するケアハウスコスモス(以下「施設」という。)は、低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者(以下「入居者」という。)を入居させ、施設の従業者等(以下「従業者」という。)が、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入居者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目的とします。

2 事業者(法人)の概要

事業者(法人)	社会福祉法人日輪会	
所在地	〒706-0311 岡山県玉野市梶岡576番地2	
代表者	理事長 立花 千恵子	
設立年月日	昭和53年9月13日	
電話・FAX番号	電話:0863-41-2788	FAX:0863-41-2789
事業内容	特別養護老人ホーム宗玉園	指定介護老人福祉施設:従来型
	老人保健センターコスモス	指定介護老人保健施設:従来型
	ケアハウスコスモス	指定短期入所療養介護:空床型 軽費老人ホーム

3 施設の概要

(1) 施設の概要

施設名	ケアハウスコスモス	
所在地	〒706-0303 岡山県玉野市上山坂2016番地3	
施設長	平岡 美智子	
開設年月日	平成11年4月1日	
電話・FAX番号	電話:0863-66-5888	FAX:0863-66-5535

(2) 設備の概要

居室	定員1名の個室が、48室(1階に12室の4階建) 洗面台、便所、収納、簡易調理設備、緊急連絡用ブザー等を、 備え、地上階に設けます。
談話スペース	日常の歓談やレクリエーションに使用いただけます。
食堂	入居者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け 入居者が使用しやすい適切な備品類を備えます。
浴室	入居者が使用しやすい適切な設備を設けます。
洗面所	入居者が使用しやすい適切な洗面設備を設けます。
便所	入居者が使用しやすい適切な便所を設けます。
相談室	相談などを行えます。
その他	以下の設備を設けています。 ・調理室 ・洗濯室 ・宿直室

	・事務室 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ・施設内に一斉に放送できる設備 ・エレベーター
--	--

(3) 施設の従業員体制

	職務の内容	人数
施設長	業務の一元的な管理	1名
生活相談員	入居者の生活相談、助言、支援等	1名
介護職員	入居者の日常生活の援助	2名
栄養士	献立作成、栄養管理等	1名
調理員	食事の調理	適当数

(4) 定員

定員	48名
----	-----

4 施設サービスの概要

(1) 基本サービス

種 類	内 容
食事の提供	・栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮し、栄養士の献立による食事を、適切な時間に提供します。 【食事時間】朝食 7:30～8:30 昼食 12:00～13:00 夕食 17:30～18:30 ・一時的な疾病等により、食堂において食事をする事が困難な場合は、居室に食事を提供するなど、必要な配慮を行います。 ・医師の指示がある場合は、その指示により、必要な療養食を提供します。 ・入居者から前もって(3日以上前)欠食の申出があった場合は、施設は食事を提供しなくてもよいものとします。
入浴等の準備	・施設は入浴設備を管理し、定められた時間に入浴できるよう入浴の準備を行います。 ・入居者の意思により、大浴室は13:00～21:00 個人浴室は9:30～21:00の時間帯で入浴できます。 ・施設は入居者に対して、入浴介助は行いません。
相談及び援助	・常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。 ・入居者に対する身体介護は、原則として実施しません。
社会生活上の便宜	・入居者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な援助を行います。
居宅サービス等の利用	・入居者が要介護又は要支援状態となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等が受けられるよう必要な援助を行います。
健康の保持	・入居者の健康保持に努めます。

(2) 有料サービス

施設は入居者又は身元保証人との合意に基づき、以下の有料サービスを提供するものとします。

- ① サービスの提供に関する記録の複写物の提供
入居者又は身元保証人の希望により、サービス提供に関する記録の複写物の提供をします。
- ② 理美容サービス
理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。
- ③ インフルエンザ等感染症予防対策
入居者又は身元保証人の意向を確認し、インフルエンザ等の感染症の予防接種の援助を行います。

5 利用料等

(1) サービスの提供に要する費用

人件費・施設維持管理費等 国の基準で定められた料金です。

別表のように、入居者の前年対象収入によって異なります。

(2) 生活費

食材料費及び共用部分に係る光熱水費です。

(3) 居住に要する費用

部屋代に相当します。前号の光熱水費及び次号の費用を除きます。

(4) 居室に係る光熱水費

居室内で使用される電気等の料金です。

(5) その他の費用

① サービス提供に関する記録の複写物に関する費用

1複写(1面)につき 白黒 10円

カラー 30円

② 理美容代

1,650円(実費)(理美容事業者へ直接お支払いください。)

③ インフルエンザ等感染症予防接種

実費 (市町村の減免制度により、減額される場合があります。)

〈別表〉 ケアハウスコスモス 入居者階層別料金表 (単位:円)

対象収入による階層区分		利 用 料 金			
		サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	合 計
1	1,500,000円 以下	10,000	48,764	24,600	83,364
	1,500,000円 以下 夫婦の場合	7,000	48,764	24,600	80,364
2	1,500,001円 ～ 1,600,000円	13,100	48,764	24,600	86,464
3	1,600,001円 ～ 1,700,000円	16,100	48,764	24,600	89,464
4	1,700,001円 ～ 1,800,000円	19,100	48,764	24,600	92,464
5	1,800,001円 ～ 1,900,000円	22,300	48,764	24,600	95,664
6	1,900,001円 ～ 2,000,000円	25,300	48,764	24,600	98,664
7	2,000,001円 ～ 2,100,000円	30,300	48,764	24,600	103,664
8	2,100,001円 ～ 2,200,000円	35,400	48,764	24,600	108,764
9	2,200,001円 ～ 2,300,000円	40,500	48,764	24,600	113,864
10	2,300,001円 ～ 2,400,000円	45,600	48,764	24,600	118,964
11	2,400,001円 ～ 2,500,000円	50,600	48,764	24,600	123,964
12	2,500,001円 ～ 2,600,000円	57,700	48,764	24,600	131,064
13	2,600,001円 ～ 2,700,000円	64,800	48,764	24,600	138,164
14	2,700,001円	68,200	48,764	24,600	141,564
11月から3月までは冬季加算として月額2,150円を加算します。					
利用料金は、岡山県軽費老人ホーム利用料等取扱規定改定に伴い変更します。					

注1 「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として設定することが適切でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注2 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、〈別表〉の額から30%減額した額とします。この場合100円未満は切り捨てるものとします。

6 利用料金のお支払い方法

利用料は、1月ごとに計算し、月の中旬までにご請求書を発送いたします。

お支払方法は、原則、入居者又は身元保証人の銀行口座からの引き落としとさせていただきます。引落日は27日頃になります。

7 利用料の認定の資料の提出

入居者又は身元保証人は、入居時及び入居後は毎年施設が指定する期日までに、利用料（サービスの提供に要する費用）の認定に要する資料を、施設に提出するものとします。

8 施設を退居いただく場合等

(1) 入居者の退居

施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。次の事由があった場合に、施設との契約は終了し、入居者に退居していただくことになります。

- ① 入居者が死亡した場合
- ② 事業者が解散、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合

(2) 入居者からの退居の申出（途中解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、入居者から施設へ退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の1カ月前までに退居届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居する事ができます。

- ① 施設が提供するサービス利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 入居者が入院された場合
- ④ 施設若しくは従業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤ 施設若しくは従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 施設若しくは従業者が故意又は過失により入居者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の入居者が入居者の身体・財産・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、施設が適切な対応を対応をとらない場合

(3) 施設からの申出により退居していただく場合

以下の事項に該当する場合には、施設から退居いただく場合があります。

- ① 入居者又は身元保証人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 入居者又は身元保証人によるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 入居者又は身元保証人が、利用料（サービスの提供に要する費用）の認定に要する資料を、施設が指定する期日までに提出されない場合。または虚偽の資料を提出された場合や、必要資料を故意に隠蔽して提出されない場合
- ④ 入居者又は身元保証人が、故意又は重大な過失により施設又は従業者若しくは、他の入居者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑤ 入居者が連続して3ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、若しくは入院した場合

- ⑥ 入居者が他の施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院等)に入居した場合

(4)円滑な退居のための援助

入居者が施設を退居する場合には、入居者の希望により、施設は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を入居者に対して速やかに行います。

- ① 適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

9 身元保証人について

(1)施設では、契約締結に当たり、身元保証人の設定をお願いしています。

- ① 身元保証人は、入居者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。
- ② 身元保証人は連帯保証人を兼ねることとします。

(2)身元保証人の職務は、次の通りとします。

- ① 入居者に代わって又は入居者とともに、契約の解約・解除の意思表示及び手続き、その他入居者を代理して行う意思表示、施設の意思表示や報告・通知の受領、施設との協議等を行うこと。
- ② 入居者と連携して、本契約から生じる入居者の債務を負担すること。
入居者を代理して、又は入居者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。
利用契約が終了した後、施設に残された入居者の所持品(残置物)を入居者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。
- ③ 施設は、身元保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、入居者全ての債務の額等に関する情報を提供します。

10 サービス利用にあたっての留意事項

(1)ご来園の際

- ① 入居者又は身元保証人は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。
- ② 入居者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。

(2)禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

- ① 決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等
- ② 従業者又は他の入居者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと
- ③ 施設内での金銭及び食物等のやりとり
- ④ 従業者に対する贈物や飲食のもてなし
- ⑤ 従業者及び他の入居者に対する身体的・精神的暴力
- ⑥ その他決められた以外の物の持ち込み

(3)その他

- ① 外出(短時間のものは除く)又は外泊しようとするときは、前もって、その都度、外出・外泊先、施設へ帰着する予定日時等を事務室に届けてください。
- ② 夜間の午後9時から翌朝午前5時までには玄関を施錠します。ただし、やむを得ない事由により開錠の申出があったときには臨機に対応します。

11 緊急時の対応

サービス提供時に入居者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

12 非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備(消火設備(スプリンクラー含む)、非常通報装置)、非常用食品を備えます。常に有効な状態にあるよう管理します。
防火管理者が消防計画を作成し、定期的に必要な訓練を行います。

13 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、入居者の家族、区市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

14 身体拘束の禁止

原則として、入居者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に入居者及び身元保証人へ十分な説明をし、同意を得ると共に、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

15 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

入居者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、入居者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
入居者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

16 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を洩らさないことを厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

17 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

苦情相談窓口 担当者:戸澤 信二(生活相談員)
ご利用時間 午前9時30分～午後5時
ご連絡先 電話番号 0863-66-5888

※第三者委員 監事 : 藤原 啓二
評議員 : 和気 信行

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

玉野市長寿介護課
岡山県玉野市宇野1-27-1
電話番号 0863-32-5534
受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日を除く)

18 協力医療機関等

施設は、下記の医療機関に協力をいただき、入居者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

名称 岡山博愛会病院(内科)
住所 岡山市中区江崎456-2

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、署名欄にご記入いただいた連絡先に連絡します。

19 損害賠償について

当施設において、施設の責任により入居者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生については、入居者又は身元保証人に故意又は過失が認められた場合や、入居者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償額金を減じさせていただきます。

施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

- ① 入所者又は身元保証人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 入居者又は身元保証人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 入居者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 入居者又は身元保証人が、施設及び従業員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

令和 年 月 日

ケアハウスコスモスの施設サービスの提供の開始に当たり、入居者及び代理人に対して、本書面に基づいて重要事項を説明し、交付しました。

所在地 岡山県玉野市上山坂2016番地3

施設名 ケアハウスコスモス

施設長 平岡 美智子 印

説明者 生活相談員 戸澤 信二 印

私は、本書面により、施設から重要事項の説明を受け、内容を理解し、サービスの開始に同意いたしました。

〈入居者〉

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

〈身元保証人〉

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話番号 _____

〈身元保証人〉

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話番号 _____